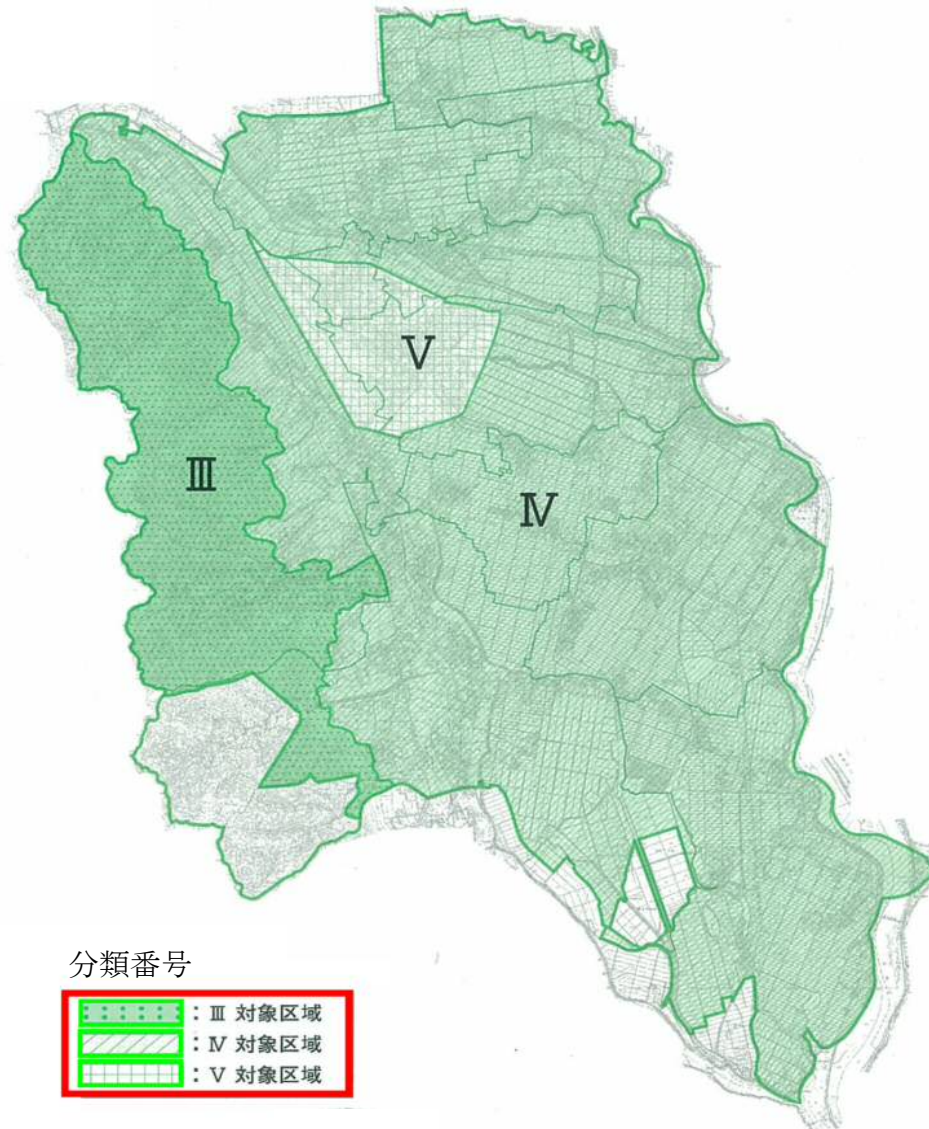


養老町都市計画区域内（白地地域）の建築形態基準：区分図

養老町は全域都市計画区域内（※山間部の一部の区域を除く）となっています。都市計画区域内の用途地域の指定はありません。都市計画区域内の白地地域（※用途指定のない区域）の建築形態基準は、次のように3地域に分けられます。



(I) 養老町都市計画区域内（白地地域）の建築形態基準

建築物は敷地面積に対して、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合）及び、建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）が定められています。

(※法：建築基準法)

分類記号	① 法第52条第1項第6号の規定に基づく 数値 (容積率)	② 法第52条第2項第3号の 規定に基づき区域を指 定して定まる数値 (全面道路による容積 率の制限数値)	③ 法第53条第1項第6 号の規定に基づく 数値 (建ぺい率)	④ 法第56条第1項・法 別表第3 (に) 欄5の 項に基づく数値 (道路斜線制限)	⑤ 法第56条第1項第2号 二の規定に基づく数 値 (隣地斜線制限)	⑥ 法第56条の2に基づき 条例で指定する事項 値 (日影による建築物 の高さ制限)
III	20/10	0.4	6/10	∠1.25	20m+∠1.25	□(3)
IV	20/10	0.6	6/10	∠1.5	31m+∠2.5	□(3)
V	20/10	0.6	7/10	∠1.5	31m+∠2.5	

※⑥日影による建築物の制限に事項（岐阜県建築基準条例第29条）

制限対象建築物	日影測定面 (地盤面からの高さ)	冬至日の8時から16時までの間に 生じる日影時間の制限
□ 高さ10m超え	4m	(3) 5時間、3時間